

答 申

1 審査会の結論

諮問第99号案件「審査請求人に関し2013年7月から2013年9月にかけて行われた短期入所（区による措置も含む。）についての文書」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、平成29年11月1日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「2013年7月から9月にかけて行われた請求者の短期入所（区による措置も含む）に関する一切の文書」の個人情報等開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成29年6月23日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 区は、理由を具体的に何ら明らかにせずに、一部を除き非開示と決定した。その理由について、「外部機関その他の関係者との連絡調整や対応方策等に関する事項が記載されており、区の相談・支援業務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとしているだけである。もし、支障があるとするならば、非開示とした情報一つ一つについて、支障を及ぼす可能性を具体的に明示しなければならない。

イ 条例においては、個人情報の本人の開示が義務であり、かつ原則である。非開示は例外的に許されているに過ぎない。特に個人情報は、本人の情報にほかならず、全面開示が原則である。区がその本人に対して自らの情報を非開示とするのは、真にやむを得ない極めて例外的な場合にのみ許されると解釈すべきである。単に「支障を及ぼすおそれ」という抽象的であいまいな理由での非開示は許されず、少なくとも重大な支障を生じる現実的かつ具体的な理由を本人に明らかにする必要がある。

ウ また、区は「職員の観察内容がありのまま記載されている」ことが、当該事務の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しているが、その部分を開示することで、区と本人との信頼関係が損なわれることは通常考えられない。

エ 区は、相談支援業務について「外部機関その他の関係者」と区との信頼関係の重要性のみを主張し、区の相談支援を受ける区民と区との信頼関係の重要性に言及していない。

日本国憲法第15条第2項及び地方公務員法第30条に規定されているとおり、地方公務員である区の職員は、すべての区民に平等に奉仕するものである。よって、区の職員にとっては、むしろ区民との信頼関係の方が、「外部機関その他の関係者」との信頼関係よりも重要である。

たとえ、区と外部機関との信頼関係がなくなったとしても、区と区民との信頼関係があれば、少なくとも区の裁量でできる最大限のサービスを提供することは可能である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

(1) 条例第21条第3号は、開示請求に係る保有個人情報等に「開示請求者以外の個人情報」が含まれている場合には、当該保有個人情報等は非開示とすることを定めている。

本件対象文書の一部には、審査請求人に関する記載の他に、審査請求人以外の個人に関する記載があるため、条例第21条第3号に該当するとして本件処分を行ったことは適法である。

(2) 条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合には、「行政運営情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている。

本件対象文書の一部には、〇〇方とその家族の心身の状況や生活の状況をはじめとした地区担当員の観察内容、評価や所見等、実施機関と外部機関その他の関係者との連絡調整の内容、当該相談に対する支援の方針等が記載されている。

これらの情報を開示するとなると、当該相談や支援に係る事務における実施機関と相談者との信頼関係の構築が困難となり、また、外部機関等との率直なやりとりが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件対象文書の一部が条例第21条第7号に該当するとして本件処分を行ったことは適法である。

4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「2013年7月から9月にかけて行われた請求者の短期入所（区による措置も含む）に関する一切の文書」との記載があり、実施機関は、①「請求者に関し2013年7月から2013年9月にかけて行われた短期入所（区による措置も含む。）に係る相談記録兼世帯台帳」、②「〇〇のうち、請求者に係る部分」、③「〇〇のうち、請求者に係る部分」及び④「短期入所サービス提供実績記録票一式（平成25年7月分、8月分及び9月分）」の4点を対象文書としている。

なお、審査請求書によれば、審査請求人は、本件処分で非開示とした部分を取り消した上で、全部開示を求めているが、このうち、上記②から④までについては、本件処分で全部を開示しており、非開示部分はない。

したがって、本件審査請求対象文書は、①「請求者に関し2013年7月から2013年9月にかけて行われた短期入所（区による措置も含む。）に係る相談記録兼世帯台帳」の1点と認められる。

(2) 条例第21条第3号の該当性について

条例第21条第3号は、開示請求に係る保有個人情報等に「開示請求者以外の個人情報」が含まれている場合、当該保有個人情報等は非開示とすることを定めている。

審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、本件対象文書の一部には、審査請求人以外の個人情報が記載されていることを確認した。よって、当該部分は条例第21条第3号に該当するため、当該部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第21条第7号の該当性について

条例第21条第7号においては、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合、「行政運営情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている。

審査会が見分したところ、本件審査請求対象文書のうち、条例第21条第7号に該当するため非開示とされた部分には、〇〇方とその家族の心身の状況や生活の状況をはじめとした地区担当員の観察内容、評価や所見等、実施機関と他の機関等との連絡調整の内容、当該相談に対する支援の方針等が記載されていることを確認した。

これらの内容の記載については、実施機関が主張しているように、当該相談及び支援に係る事務において、相談者の地域での生活を支援するため、実施機関の

相談員は、相談者との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことが重要であり、外部機関その他の関係者との間でも、率直にやりとりするなど密接な連携・協力体制の下で進められる必要があるということが認められる。

また、本件非開示部分のうち、ありのままの観察内容の部分を開示する場合には、当該相談や支援に係る事務における実施機関と相談者との信頼関係の構築が困難となることが認められる。

したがって、本件審査請求対象文書には、条例第21条第7号本文に該当する情報が含まれているため、その部分を非開示とし、本件審査請求対象文書を一部開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成30年5月2日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第99号）
平成30年6月25日	（平成30年度第3回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成30年9月20日	（平成30年度第5回審査会） ・審査請求人から意見の陳述を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成30年10月1日	（平成30年度第6回審査会） ・関係職員から説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年11月8日	（平成30年度第7回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年12月6日	（平成30年度第8回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和元年12月5日	（令和元年度第7回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和元年12月27日	審査庁（世田谷区長）に答申した。